

北海道告示第10051号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による令和元年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年5月16日

北海道知事 鈴木直道

1 講習会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月7日（木）及び8日（金）
午前9時から午後5時20分まで
- (2) 場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 地下1階 大会議室

2 講習対象者 家畜の取引の業務に従事しようとする者

3 講習事項及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の特別な資格を有する者にあつては本人の希望により、講習の特例措置として、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の獣医師の免許を受けている者にあつては(2)及び(3)の事項に係る講習が、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては(2)の事項並びに(3)の事項のうち家畜の悪癖及び機能障害に係る講習が免除される。

4 受講手続

受講希望者は、別に定める別記様式1の受講願書正副2通（正本には、家畜商講習会受講手数料として、3,550円に相当する額面の北海道収入証紙を所定の欄に貼り付け、印章又は署名によって消印すること。）を令和元年7月1日（月）から令和元年9月30日（金）までに住所地を所管する総合振興局・振興局産業振興部農務課に提出すること。

なお、3のただし書による特別な資格を有し、講習の特例措置を受けようとするときは、別に定める別記様式2及び免許証（獣医師免許又は家畜人工授精師免許）の写しを添付すること。

5 その他

- (1) 受講者には受講願書の受理後、受講書を交付するので、受講当日は受講書を必ず持参すること。
- (2) 別記様式1及び別記様式2については、最寄りの総合振興局・振興局産業振興部農務課又は北海道のホームページ「北海道電子申請サービス（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/elg_soshiki_list.htm）ダウンロード」から入手すること。
- (3) この講習会について不明な点があるときは、各総合振興局・振興局産業振興部農務課に照会すること。